

○遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則

令和5年3月24日
公安委員会規則第12号

遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則をここに公布する。

遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)の規定に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対する遠隔操作型小型車の届出等に関する事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(届出番号等の通知)

第2条 公安委員会は、法第15条の3第1項の規定による届出を受けたときは、届出者に対して同条第3項の規定による届出者を識別するための番号、記号その他の符号(以下「届出番号等」という。)を口頭又は届出番号等を記載した書面の交付により通知するものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第3条 法第15条の5第1項の規定による必要な報告又は資料の提出要求は、報告等要求書([別記第1号様式](#))を当該遠隔操作型小型車の使用者に交付して行うものとする。

(指示)

第4条 法第15条の6の規定による指示は、指示書([別記第2号様式](#))により行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 公安委員会は、指示を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会の付与を行わなければならない。

(本部長への委任)

第6条 この規則を実施するために必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[別記第1号様式\(第3条関係\)](#)

別記

第1号様式(第3条関係)

鹿公委交企第 号	
報告等要求書	
年 月 日	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
道路交通法第15条の5第1項の規定に基づき、下記の報告・資料の提出を求めます。	
記	
報告すべき事項	
提出すべき資料	
報告等の期日及び方法	

[第2号様式\(第4条関係\)](#)

第2号様式（第4条関係）

鹿公委交企第 号 年 月 日	
指 示 書	
殿	
鹿児島県公安委員会 印	
道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
<p>（教示事項）</p> <p>1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、その期間内であっても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p> <p>なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。</p>	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。